



情参発 0129 第 2 号
産情発 0129 第 3 号
令和 7 年 1 月 29 日

公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省大臣官房参事官（情報化担当）
大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
（ 公 印 省 略 ）

「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の
一部改正について

今般「保健医療情報標準化会議」において「新たに厚生労働省において保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」（令和 7 年 1 月 28 日保健医療情報標準化会議）が提言されたことを受け、新たに、下記の規格についても、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格（平成 22 年 3 月 31 日医政発 0331 第 1 号。以下「厚生労働省標準規格」という。）として認めることとし、別紙のとおり改正することとしたため、貴職におかれても、御了知の上、関係者に周知方を願います。

記

HS040 製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書ガイド
HS041 透析情報標準 HL7 FHIR 記述仕様
HS042 個別医薬品コード（YJ コード）リスト
HS043 トークンを用いたクラウド型情報交換技術仕様

保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について

1 厚生労働省標準規格の一覧

厚生労働省標準規格は、以下の規格等とする。

- ・ HS001 医薬品 HOT コードマスター
- ・ HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- ・ HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- ・ HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- ・ HS009 IHE 統合プロフィール「可搬型医用画像」およびその運用指針
- ・ HS011 医療におけるデジタル画像と通信（DICOM）
- ・ HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約
- ・ HS013 標準歯科病名マスター
- ・ HS014 臨床検査マスター
- ・ HS016 JAHIS 放射線データ交換規約
- ・ HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携 指針（JJ1017 指針）
- ・ HS022 JAHIS 処方データ交換規約
- ・ HS024 看護実践用語標準マスター
- ・ HS026 SS-MIX2 ストレージ仕様書および構築ガイドライン
- ・ HS027 処方・注射オーダ標準用法規格
- ・ HS028 ISO 22077-1:2022 保健医療情報－医用波形フォーマット－パート 1: 基本規格
- ・ HS030 データ入力用書式取得・提出に関する仕様（RFD）
- ・ HS031 地域医療連携における情報連携基盤技術仕様
- ・ HS032 HL7 CDA に基づく退院時サマリー規約
- ・ HS033 標準歯式コード仕様
- ・ HS034 口腔診査情報標準コード仕様
- ・ HS035 医療放射線被ばく管理統合プロフィール
- ・ HS036 処方情報 HL7 FHIR 記述仕様
- ・ HS037 健康診断結果報告書 HL7 FHIR 記述仕様
- ・ HS038 診療情報提供書 HL7 FHIR 記述仕様
- ・ HS039 退院時サマリー HL7 FHIR 記述仕様
- ・ HS040 製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書ガイド
- ・ HS041 透析情報標準 HL7 FHIR 記述仕様
- ・ HS042 個別医薬品コード（YJ コード）リスト
- ・ HS043 トークンを用いたクラウド型情報交換技術仕様

※ 二重下線部は、今回新たに厚生労働省標準規格として認定した規格

※ 破線部は、厚生労働省標準規格として認定した後に改定により変更のあった箇所

※ 規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会のホームページを参照

<http://helics.umin.ac.jp/>

2 厚生労働省標準規格の実装について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版 システム運用編」第 5 章を参照すること。

3 厚生労働省標準規格の更新について

厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。